

## D-STAR レピータ局・アナログ(FM)レピータ局等の開設・増設等の募集のお知らせ

430MHz 帯の D-STAR レピータ局および 430MHz 帯並びに 2400MHz 帯のアナログ(FM)レピータ局について、開設・増設等の募集を次の要領で行います。

1. 募集の地域および受付条件などは次ページの表のとおりです。開設・増設等を希望する団体は JARL 業務課(〒170-8073 東京都豊島区南大塚 3-43-1 大塚 HTビル 6F TEL:03-3988-8749 E-mail:wnc\_s(あっとまーく)jarl.org)へ問い合わせてください。注:上記のメールアドレスは、スパムメール防止のため「@」を(あっとまーく)と表記しています。
2. 今回の募集地域・周波数帯(1200MHz 帯を除く)・モード以外で開設・増設等をご希望の場合や、D-STAR アシスト局の開設をご希望の場合は、業務課までご相談ください。ご相談はいつでもお受けしております(土日、祝日を除く 09:30~18:00)。
3. 430MHz 帯レピータ装置の空中線電力は 10W 以下です。  
また、2400MHz 帯レピータ装置の空中線電力は 2W 以下です。
4. 申込方法など
  - ① 受付期間 平成 29 年 12 月 18 日~平成 30 年 1 月 9 日
  - ② 申込書類  
500 円分の切手を同封のうえ、業務課まで請求してください。また、申込書類は業務課まで提出してください。
  - ③ 費用負担  
無線局設置に係る費用(レピータ装置はじめ全ての関連機器・設備・置局場所の調達、工事、電力・通信線利用等の費用)並びに、無線局免許手続に係る費用(無線設備の保証料、国に納める手数料)の実費、および新たに開設を希望する場合は電波利用料の前納額(5 年分)を負担していただきます。
  - ④ その他  
申込書類などを提出されてもワイヤレスネットワーク委員会で審査した結果、レピータ局等の開設・増設等が承認されない場合や、既設レピータ局の同意書取得などの条件が付く場合があります。  
開設等の承認通知後、6ヵ月を経過しても工事が落成しない場合は、連盟が定めるレピータ局等の規程・規約に基づきその承認を取り消すことがあります。また、運用開始後に既設のレピータ局にダブルアクセス・混信・抑圧等を与えた場合は、自己の責任で解決することとしますので、あらかじめご了承ください。  
なお、※印を付してある募集地域について、複数の申出があった場合は調整させていただきます。

〈次ページに続く〉

● D-STAR レピータ局の募集地域と受付条件など

周波数帯・モード	募集地域	受付条件など
430MHz 帯 A 周波数帯 B 周波数帯 DV モード	<p>【関東地方】</p> <p>※茨城県稲敷郡美浦村土屋</p> <p>※栃木県宇都宮市御幸ヶ原町</p> <p>※茨城県常陸大宮市秋田</p> <p>【近畿地方】</p> <p>※和歌山県有田郡有田川町大字徳田</p> <p>【中国地方】</p> <p>※島根県益田市下本郷町</p> <p>【四国地方】</p> <p>※徳島県三好市池田町馬場</p> <p>※徳島県阿南市日開野町宮原</p> <p>※徳島県美馬市美馬町字松ノ花</p> <p>※愛媛県松山市丸之内</p> <p>【東北地方】</p> <p>※福島県福島市野田町</p> <p>※福島県安達郡大玉村玉井字長久保</p> <p>※宮城県仙台市青葉区一番町</p> <p>【北陸地方】</p> <p>※石川県鹿島郡中能登町二宮ホ部</p>	<p>①募集地域の既設レピータ局で、募集の周波数帯・モードでの増設を希望する団体。</p> <p>②募集地域・周波数帯・モードで新たに開設を希望する団体。 ①の申出がある場合は、増設を優先します。</p> <p>③既設のレピータ局に D-STAR レピータ装置を増設する場合、または既設のレピータ局の近傍に開設・増設する場合は、干渉軽減の措置を示す資料を提出していただくことがあります。</p>

● アナログ(FM)レピータ局の募集地域と受付条件など

周波数帯	募集地域	受付条件など
430MHz 帯 B 周波数帯	<p>【東北地方】</p> <p>※福島県会津若松市河東町八田字鍋沼</p>	<p>①募集地域の既設レピータ局で、募集の周波数帯での増設を希望する団体。</p> <p>②募集地域・周波数帯で新たに開設を希望する団体。 ①の申出がある場合は、増設を優先します。</p>
2400MHz 帯 B 周波数帯	<p>【関東地方】</p> <p>※茨城県常陸大宮市秋田</p>	<p>③使用可能な周波数が設置申込書の所定の欄に記入しており、その周波数が既設または開設準備中のレピータ局に混信(レピータ局の同時アクセス、発射電波による混信・抑圧)を与えないことを調査し確認していること。</p>

【参考】

430MHz 帯のレピータ周波数の区分は次のとおりです。

A 周波数帯:原則として直轄局、計画局、D-STAR(DV モード)、新方式の局に割り当てられている周波数帯。

B 周波数帯:原則として団体局に割り当てられている周波数帯。